

質 疑 回 答 書

業務名 姫路市立谷外小学校ほか2校スクールバス運行管理業務委託

番号	要求水準書・募集要項等	頁・項等	質疑内容	回答内容
1	募集要項	P3 第4項7 P7 第10項	ヒアリングの実施について、ヒアリングに参加できる人数の上限はありますか。	参加人数に上限は設けておりませんが、会場の都合上、1事業所あたり3名までを目安にご参加ください。
2	募集要項	P7 9項	「※本業務の実施に必要となる一切の費用を含むものとする。これには、車両の保守に要する費用、交換部品及び消耗品に係る費用のほか、 <u>リース料</u> 、利用料…」の中の”リース料”とはどういった内容のことでしょうか？詳細を教えてください。	本業務における「リース料」とは、事業者が独自に提案し、必要に応じて導入する機器・システム等に係る賃借料等を想定しています。そのため、具体的な内容は各事業者の提案内容に応じてのものとし、提案にあたって必要な場合にのみ当該費用を見込んでください。
3	要求水準書	P1 第5項 P5 第15項(5)	車両に走行状況を記録する装置(ドライブレコーダー等)は甲において設置されますか。設置される場合、記録の範囲(前方・車室内)と記録媒体の取扱いをご教示ください。	ドライブレコーダーは甲において設置します。記録の範囲は、前方、後方及び車内の3カメラです。記録媒体の取扱いについては、甲が管理するものとし、受託者による記録媒体の抜き取り、消去、持ち出し等は原則として行わないものとします。
4	要求水準書	P1 第6項	運転者の休憩場所について、学校の施設の一部を使用させていただくことは可能ですか。	学校施設の一部を運転者の休憩場所として使用することは想定していません。

5	要求水準書	P2 第6項(3)	本業務の実施場所はいずれも公共交通機関の便が少なく、運転者は自家用車により通勤することを想定しております。つきましては、甲が指定される車両保管場所又は学校の敷地内(教職員用駐車場等)に、運転者の通勤用車両を駐車させていただくことは可能ですか。1校あたり2台程度(同時に勤務する運転者の人数)を想定しております。これにより難しい場合は、運転者の通勤用車両の駐車場所についてどのようにお考えかご教示ください。	運転者の通勤用車両については、学校敷地内等への駐車ができるよう学校と調整する予定です。
6	要求水準書	P2 9項(1)	運行内容について、登下校便以外のスクールバス運行は発生しない理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。本プロポーザルにおける運行内容は、登下校便のみを対象とするものです。ただし、本業務に支障のない範囲でスクールバスを有効活用する必要がある場合には、その具体的な運用方法、協力範囲、費用負担等について、別途、甲乙協議の上で定めるものとします。したがって、現時点では、見積りに登下校便以外の運行に係る費用を含める必要はありません。
7	様式4-1～4-6	記載例	各様式4の作成についての記載方法指示および記載例は、残したまま提出しますか。記載方法指示および記載例は削除しても差し支えないですか。	削除して差し支えありません。
8	様式4-1	提案書① (業務実績)	契約金額に関して、契約書に記載の実績ごとに税込み・税抜き表記が異なる場合は、どちらかに揃える必要がありますか。また、業務概要は運行台数・運行ルート数の記載のみでよろしいのでしょうか。	実績ごとに異なる場合、税込み表記としてください。業務概要には、運行台数・運行ルートに加え、業務内容を簡潔にご記載ください。
9	様式4-5	提案書⑤ (準備業務)	「A3サイズ片面1枚以内で作成すること」とありますが、様式4-5のページ設定はA4横となっています。①様式4-5のページ内に表を作成して提出する、②様式4-5はそのままとし、A3サイズの別紙として提出する、のいずれによるべきですか。また、様式4-5のページ設定をA3に変更して提出することは差し支えありませんか。	紙媒体での提出となりますので、A3サイズ1枚に収まっていれば、作成方法は問いません。

10	様式4-5	提案書⑤ (準備業務)	(様式4-5)をA3サイズにして枠内にスケジュール及び進捗管理の方法を、記載例の表をベースに、追加・編集すればよろしいでしょうか。 また、提出の際は折り方の指定はありますでしょうか。	お見込みのとおりです。 提出時の折り方は、Z折りとしてください。
11	様式5-2	経費内訳書	経費内訳書の経費区分に「車両修繕費」とありますが、車検整備費及び法定点検費は当該区分に含めて記載してよいですか。	お見込みのとおりです。
12	各路線の運行ルート(案)(参考資料2)	P1 谷外小運行経路図	ルートを確認しましたが、谷外小学校付近に歩行者専用道路標識の通学路がありますが、通行許可書は車両所有者が取得する理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。